

（平成 26 年 4 月 25 日決定）
（平成 27 年 4 月 17 日改定）

法務省政策評価に関する基本計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、及び政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるよう、基本とすべき計画を明らかにするため、法務省政策評価に関する基本計画（以下「本基本計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成26年度から同30年度までの5年間とする。

2 政策評価の実施に関する方針

(1) 政策評価の目的

法務省における政策評価は、所管する政策について、適時にその政策効果を把握し、必要性、効率性、有効性等の観点から、自ら評価を行い、その結果を公表するとともに、これを政策の企画立案や政策に基づく的確な実施に反映させることにより、国民に対する説明責任を徹底し、国民本位で効率的な質の高い成果重視の行政を実現することを目的とする。

(2) 政策体系の明示等

政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、法務省が所掌する基本政策、政策、施策を体系化した政策体系を法務省事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）において明示する。

また、政策体系、実施計画及び政策評価結果報告書において、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにする。

なお、法務省の所掌する政策が、他の行政機関に関係する政策と関連する場合は、当該政策の目標と法務省が所掌する政策との関係をあらかじめ明らかにするように努める。

(3) 重要政策に関する評価の徹底

政策評価の重点化・効率化を図ることとし、施政方針演説等で示された内閣としての重要政策や法務省において重点的に取り組むこととした政策については、その手段を分かりやすく提示し、その進み具合の把握及び必要な分析を行うことにより目標の達成状況が明らかになるようにする。

(4) 政策評価の方式

政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに以下の方式から適切な評価の方式を採用して実施する。

ア 事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

イ 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

ウ 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果がどのように現れているかを様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析するなど総合的に評価する方式

3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、主として次に掲げる必要性、効率性及び有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行う。

(1) 必要性

ア 当該政策の目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当か。

イ 行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。

(2) 効率性

ア 当該政策に基づく活動に投入された費用等に見合った効果が実際に得られているか、又は投入される費用等に見合った効果が得られる見込みがあるか。

イ 当該政策において求める効果を、より少ない費用等で得られないか。

ウ 当該政策に基づく活動に投入された、又は投入される予定の費用等により、より大きな効果が得られる活動が他にないか。

(3) 有効性

当該政策に基づく活動により、期待される効果が実際に得られているか、又

は得られる見込みがあるか。

(4) 公平性

当該政策の目的に照らして、当該政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されているか、又は分配されるものとなっているか。

(5) 優先性

当該政策を他の政策よりも優先的に実施すべき理由があるか。

4 政策効果の把握に関する事項

- (1) 政策効果の把握に当たっては、可能な限り定量的な把握に努める。定量的な把握が困難な場合又はそれが客観性の確保に結び付かない場合においては、定性的な把握を行うこととするが、その場合にあっては、可能な限り客観的な情報・データや事実に基づいた把握を行うよう留意する。

ただし、求めるべき情報、その情報の分析に必要な精度及び情報の収集並びに分析に必要なコストを事前に検討し、政策効果の把握に要するコストが過度に増大しないよう配慮する。

- (2) 別紙に掲げる法務省の各部門（以下「政策所管部局」という。）は、政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう収集や報告等にあらかじめ配慮する。なお、入手に当たっては、相互に協力し、必要に応じて関係者の協力を求める。また、大臣官房秘書課政策評価企画室（以下「政策評価企画室」という。）は、これらの円滑化を図るため、必要な調整を行う。

5 事前評価の実施に関する事項

- (1) 政策の企画立案や実施に当たっては、その利害得失を個別具体的に比較検討し、選択を行うことが必要であり、特に、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものなどについては、事前に期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、その選択の合理性を確保する必要がある。このような分野の政策につき、以下の観点を考慮し、可能な限り、事前評価を行う。

ア 政策の目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか。

イ 政策の実施により、費用に見合った効果が得られるか。

ウ より上位の行政目的の実現のために必要な効果が得られるか。

エ より効率的で質の高い代替案がないか、政策の目的に照らし、その効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、他の政策よりも優先的に実施する必要があるか。

なお、上記イの観点から評価を行うに当たっては、可能な限り、予測される効果やそのために必要となる費用を推計・測定し、それらを比較する。その際、効果については、受益の範囲や対象を極力特定し、可能であれば定量化し、費用については、政策に係る直接的な支出のみならず、政策により付随的に発生

するそれ以外の費用についても含めることを検討する。

(2) 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。

ア 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備(ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。)

イ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策

ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等(以下「租税特別措置等」という。)に係る政策

エ 新規の政策(上記ア、イ又はウに該当するものを除く。)のうち、政策評価企画室又は政策所管部局において、上記(1)の観点から事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの

(3) 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。

(4) 上記(2)イに掲げる政策については、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則(平成19年総務省令第95号)、規制の事前評価の実施に関するガイドライン(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)等に基づき事前評価を実施する。

なお、省令、告示等の制定又は改廃により規制を新設又は改廃することを目的とする政策についても、その政策の特性に応じて、積極的に事前評価を実施するよう努める。

(5) 上記(2)ウに掲げる政策については、租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会了承。以下「租税特別措置等に係るガイドライン」という。)に基づき事前評価を実施する。

(6) 政策評価企画室は、上記(2)エに該当するものとして事前評価の実施対象を定めるときは、同政策所管部局の意見を聴かなければならない。

(7) 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法、基本方針及び基本計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)を踏まえて行う。

6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

(1) 事後評価は、法務省の主要な政策について、その状況を明らかにするとともに、政策の決定後において、政策の効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行う。

(2) 事後評価(事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。)は、原則として、政策体系に掲げる「施策」

であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から5年程度の周期で評価対象を選定して行う。

ただし、法務省の任務が司法権との接点にあることなど、その所掌事務の特性を踏まえ、次に掲げるものは、評価の対象としない。

ア 個々の事件における検察権行使

イ 訟務の事件処理、登記官・供託官の個々の権限行使等

ウ 独立行政委員会である公安審査委員会の所掌事務

エ 諮問を受けて調査審議、資格審査等を行う審査会の所掌事務

なお、政策体系に掲げる施策については、評価を実施しない年度であっても、当該施策の目標の達成状況を把握するために必要なデータを、適時適切に収集するように努める。

- (3) 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。

なお、実績評価方式により評価を行う場合において、指標とは別に具体的な目標値を設定することが困難な政策については、目標期間における取組状況や実績等を可能な限り定量的に把握することにより、目標の達成度合いについて評価する。

- (4) 事後評価を行う政策の具体的内容及び単位、目標、効果の把握のための指標その他必要な事項については、実施計画で定める。
- (5) 事前評価を実施した租税特別措置等に係る政策については、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき、事後評価を実施する。

7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- (1) 次のような場合、学識経験を有する者の知見を活用する。

ア 高度の専門性や実践的な知見が必要な場合

イ 政策評価の実施に当たり、より厳格な客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合

- (2) 学識経験を有する者の知見を活用するに当たっては、学識経験者等からなる政策評価に関する会議（以下「政策評価懇談会」という。）を開催し、意見を聴取するほか、政策評価の対象とする政策の性質、政策評価の内容等に応じて、次のような方法を採用する。

ア 学識経験者等からなる研究会等の開催結果の活用

イ 外部研究機関の活用

ウ 審議会等の諮問機関の活用

8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び

大臣官房秘書課組織係，同人事課，同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し，政策所管部局においては，当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討する。

予算等担当部署においては，政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から，当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど，必要かつ相当な範囲で活用する。

このような取組により，政策評価の結果が，政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され，当該政策に適切に反映されるように努める。

9 政策評価に関する情報の公表に関する事項

(1) 政策評価に関する情報の公表は，法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）を通じて行うほか，必要に応じて，政策評価企画室において随時行う。

(2) 公表する事項は，次に掲げるものとする。

- ア 本基本計画及び実施計画
- イ 政策評価結果
- ウ 政策評価結果の政策への反映状況
- エ 政策評価懇談会の議事要旨，議事録及び会議資料
- オ その他必要と認める事項

(3) 政策評価企画室及び政策所管部局は，外部からの検証を可能とするため，政策評価を行う過程において使用した資料を適切に保存する。

(4) 政策評価懇談会は，原則公開する。

10 政策評価の実施体制に関する事項

(1) 政策評価企画室は，政策評価に関する基本的事項の企画及び立案，政策評価の総括及び実施その他の政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため，次に掲げる事務を行う。

- ア 本基本計画，実施計画の立案及びその他の政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに評価手法等の調査及び研究
- イ 政策所管部局が実施する政策評価に関する指導及び援助並びに政策評価に係る結果の取りまとめ，公表その他の政策評価の総括
- ウ 政策評価企画室において政策評価を実施するのが相当であると認める政策に係る政策評価の実施
- エ 評価結果の政策への反映の推進及び反映状況の取りまとめ，公表
- オ 政策評価に必要な職員の人材確保の推進及び資質の向上

(2) 政策所管部局は，それぞれその所管する政策につき，政策評価企画室の総括の下に政策評価を実施し，又は政策評価に参画する。

また、政策所管部局は、次の表に定めるとおり、政策評価企画室に対し、政策評価の結果等を報告する。

	事業評価方式	実績評価方式	総合評価方式
事前評価	政策所管部局は、事前評価として事業評価を実施した場合には、政策評価企画室に対し、その結果を報告する。		
事後評価	政策所管部局は、事後評価として事業評価を実施した場合には、政策評価企画室に対し、その結果を報告する。	政策所管部局は、毎年度、政策評価企画室に対し、前年度に実施した政策についての実績評価の結果(定期的に実施した測定結果を含む。)を報告する。ただし、評価を行わない年度においては、実績の測定結果を報告する。	政策所管部局は、総合評価を実施した場合には、政策評価企画室に対し、その結果を報告する。ただし、評価に数年度を要する場合には、毎年度、中間報告をする。

- (3) 法務省の政策評価における実績評価と中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項に規定する実施庁である公安調査庁の実績の評価とは、評価手法の観点から実質的に異なるところはない。このため、公安調査庁の実績の評価については、この基本計画の定めるところに準じて実施する。

11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

- (1) 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付ける。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。

- (2) 他府省との連携・協力

総務省等が総合性又は統一性を確保する観点等から行う政策評価の実施に当たっては、積極的に情報や意見の交換を行うなどして、総務省等との適切な連携・協力を図る。

- (3) 基本計画の見直し

本基本計画は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行う。

(別紙)

大臣官房秘書課
同人事課
同会計課
同施設課
同司法法制部
民事局（法務局及び地方法務局を含む。）
刑事局
矯正局（矯正研修所，矯正管区，刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を含む。）
保護局（地方更生保護委員会及び保護観察所を含む。）
人権擁護局（法務局及び地方法務局を含む。）
訟務局（法務局及び地方法務局を含む。）
入国管理局（地方入国管理局及び入国者収容所を含む。）
法務総合研究所
公安調査庁（公安調査局，公安調査事務所及び公安調査庁研修所を含む。）